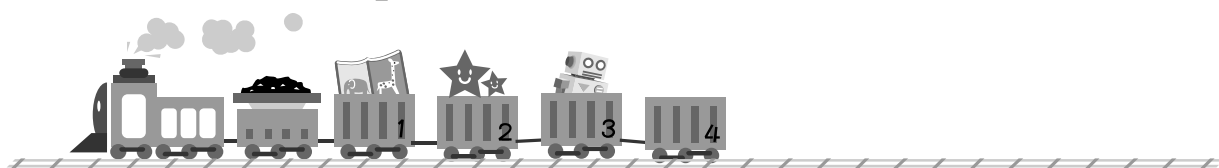


## 第4章



## 子ども・子育て支援の事業展開



## 第4章 子ども・子育て支援の事業展開

本計画は、第4章において子ども・子育て支援法に基づく事業展開と、第5章において次世代育成支援対策推進法に基づく施策展開を体系的に記載しています。

第4章では、基本理念を実現するための下記に挙げた基本目標の一つである「地域における子育て支援サービスの充実」の中でほとんどの事業を推進しますが、唯一『妊婦健康診査』は「母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進」の中で推進します。次頁以降において各事業の具体的な確保策等を記載しています。

### 1 教育・保育事業等の提供区域

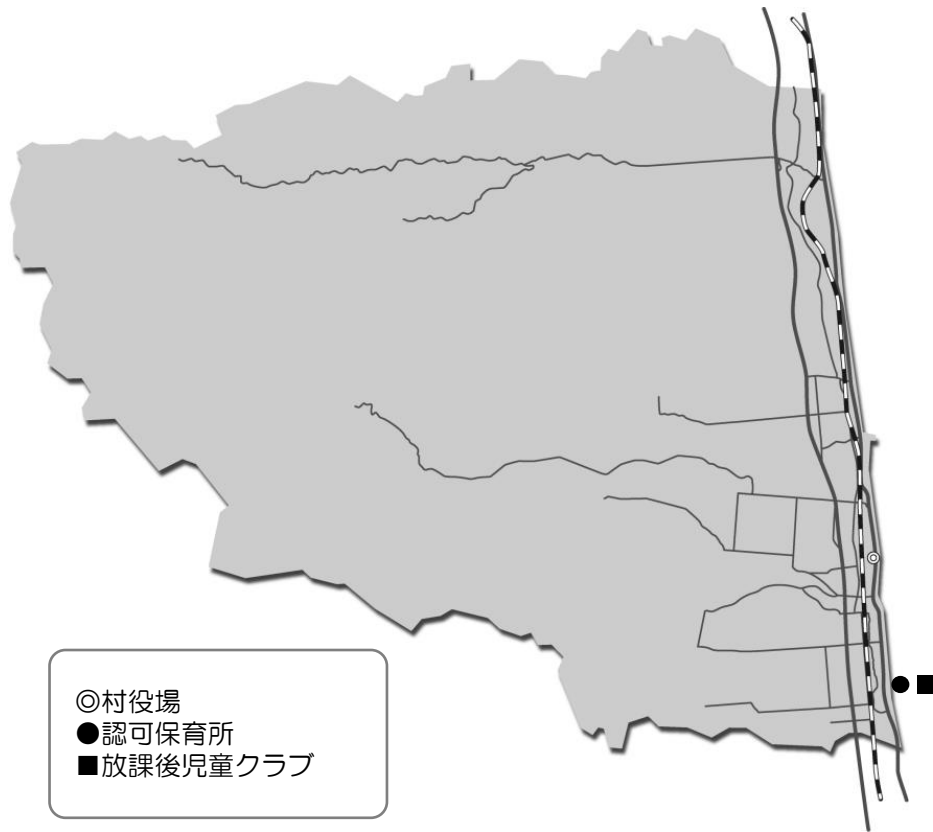
本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、**各提供区域は1区域**として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①現在、本村の子ども人口は0～5歳が119人（平成26年4月1日現在）と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ②村内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④新制度においても近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、現に子育て家庭の6.1%が村外の保育施設を利用していること。



図4.1 蓬田村子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

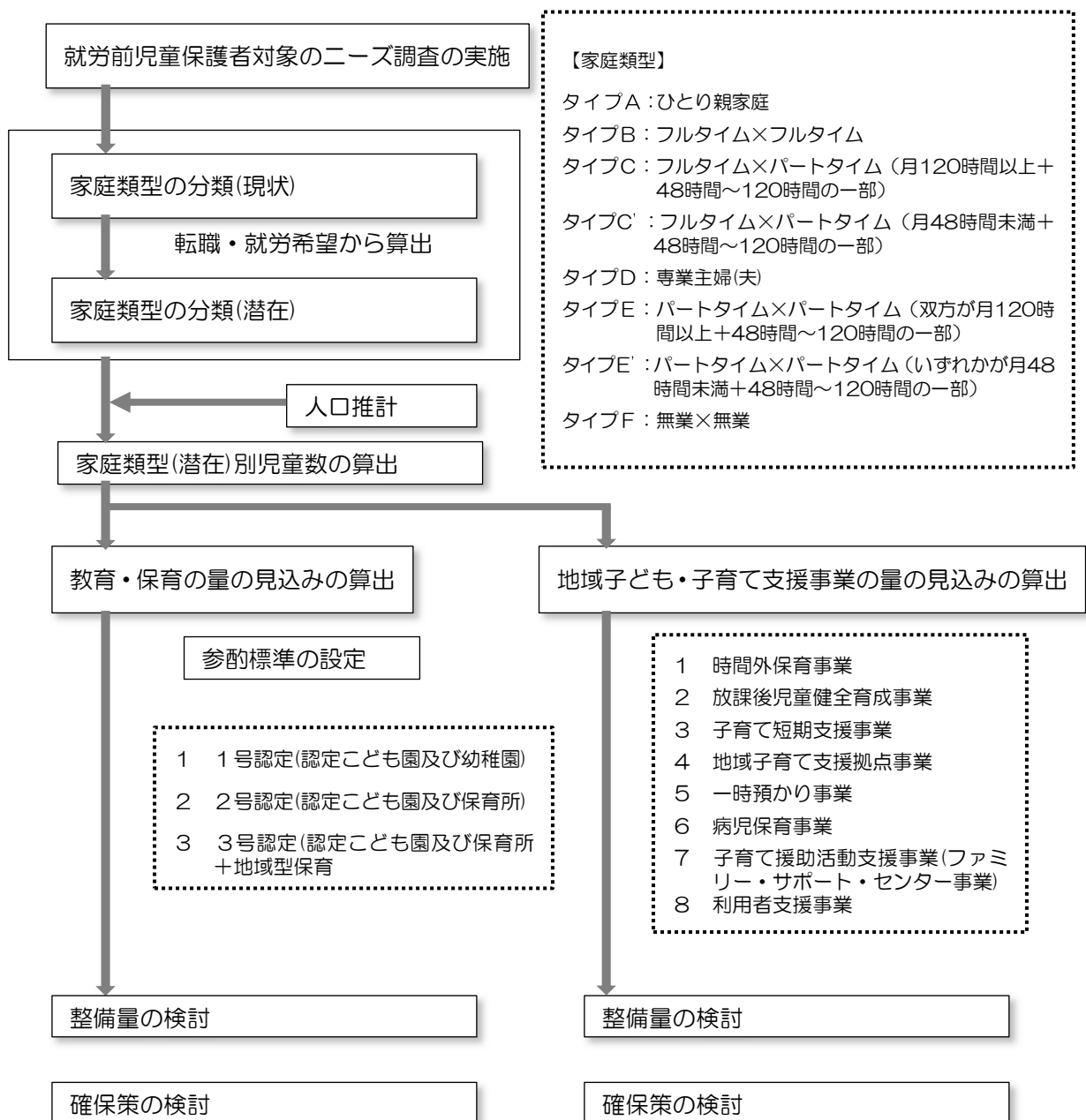


## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4.2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





## (2) 子ども人口の推計

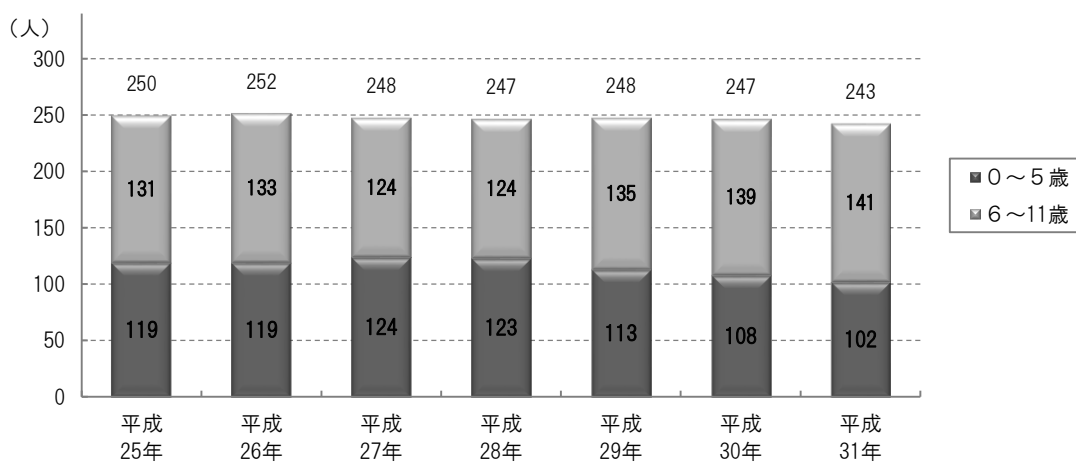
本村の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の119人から平成31年には102人と推計され17人（14.3%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においては平成25年の131人から平成31年には141人と推計され、10人（7.6%）の増加が予測されています。

表4.1 子ども人口の推計

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～11歳	250	252	248	247	248	247	243
0歳	19	19	19	16	14	14	13
1歳	19	18	19	19	16	14	14
2歳	24	21	20	20	20	17	15
3歳	19	24	20	20	20	20	17
4歳	17	20	25	21	21	21	21
5歳	21	17	21	27	22	22	22
0～5歳	119	119	124	123	113	108	102
6歳	22	22	18	23	30	24	24
7歳	20	22	22	18	23	30	24
8歳	19	21	22	22	18	23	30
9歳	23	19	20	22	22	18	23
10歳	26	23	19	20	22	22	18
11歳	21	26	23	19	20	22	22
6～11歳	131	133	124	124	135	139	141

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

図4.3 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

表4.2 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプA	ひとり親	8.6	8.6
タイプB	フルタイム×フルタイム	54.3	60.0
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+48時間～120時間の一部)	20.0	20.0
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+48時間～120時間の一部)	8.6	8.6
タイプD	専業主婦(夫)	8.6	2.9
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、平成27～31年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

表4.3 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	平成31年度 (人)
タイプA	8.6	11	11	10	9	9
タイプB	60.0	74	74	68	65	61
タイプC	20.0	25	25	22	22	20
タイプC'	8.6	11	11	10	9	9
タイプD	2.9	3	3	3	3	3
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	124	123	113	108	102



#### (4) 教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下の通りです。

表4.4 本村に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		村内に居住する児童						
		村内の施設を利用			村外の施設を利用			
		1号(人)	2号(人)	3号(人)	1号(人)	2号(人)	3号(人)	
平成 27 年度	必要利用定員総数(①)		0	54	36	10	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	0	54	36	10	0	0
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0		
②-①		0	0	0	0	0	0	
平成 28 年度	必要利用定員総数(①)		5	50	35	10	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	5	50	35	10	0	0
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0		
②-①		0	0	0	0	0	0	
平成 29 年度	必要利用定員総数(①)		5	50	35	10	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	5	50	35	10	0	0
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0		
②-①		0	0	0	0	0	0	
平成 30 年度	必要利用定員総数(①)		5	50	35	10	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	5	50	35	10	0	0
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0		
②-①		0	0	0	0	0	0	
平成 31 年度	必要利用定員総数(①)		5	50	35	10	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	5	50	35	10	0	0
		地域型保育給付			0			0
		認可外(地方単独)		0	0		0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0		
②-①		0	0	0	0	0	0	



(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下の通りです。

表4.5 本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	見込	推計				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0	0	0
時間外保育事業	人	0	0	28	28	26	25	23
放課後児童健全育成事業								
小学1～3年生	人	10	10	21	21	24	26	26
小学4～6年生	人	1	0	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	0	0	27	26	24	21	20
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり(ファミサポの未就学児利用含む)	人日	46	0	48	48	44	42	39
病児保育事業(緊サポ含む)	人日	0	0	331	328	301	288	272
妊婦健康診査	人	19	15	19	16	14	14	13
乳児家庭全戸訪問事業	人	20	18	19	16	14	14	13



### 3 施設型給付

#### (1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

#### 現状と課題

- 村内に教育施設はなく、幼稚園を利用する児童全員が村外の施設を利用しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は4.3%の利用があります。「認定こども園」の利用はありませんでした。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「小さな人口の少ない村なので、しかたがないと思うが、選択肢が少ない。もしくは1つしかないことが少々不満。保育園、小学校、中学校→1つ。小学校の部活→男・女各1つ。なので、やるか、やらないか、だけ。以前あった、小学校での「放課後子ども教室」があればいいかな？」という要望がありました。

#### 事業の確保策

- 本村の児童が利用している村外施設は平成27年度に認定こども園へ移行します。
- また、村内の保育施設（保育所）も平成27年度に認定こども園へ移行します。

表4.6 教育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	9	10	15	15	15	15
1号認定	9	10	15	15	15	15
2号認定	0	0	0	0	0	0
②提供量	9	10	15	15	15	15
村内施設	0	0	5	5	5	5
村外施設	9	10	10	10	10	10
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

**現状と課題**

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は66.0%、「認定こども園」「家庭的保育事業」「事業所内保育施設」「居宅訪問型保育事業」の利用はありませんでした。なお、本村では「小規模保育事業」「自治体の認証・認定保育施設」「その他認可外の保育施設」は実施していないため、利用がありませんでした。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「小さな人口の少ない村なので、しかたがないとは思いますが、選択肢が少ない。もしくは1つしかないことが少々不満。保育園、小学校、中学校→1つ。小学校の部活→男・女各1つ。なので、やるか、やらないか、だけ。以前あった、小学校での「放課後子ども教室」があればいいかな？」という要望がありました。

**事業の確保策**

- 平成27年度に認定こども園へ移行するための準備を進めている保育施設に情報提供をし、新制度への的確な対応を促します。

表4.7 保育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	90	90	85	85	85	85
2号認定	49	54	50	50	50	50
3号認定	41	36	35	35	35	35
②提供量	90	90	85	85	85	85
村内施設	90	90	85	85	85	85
村外施設	0	0	0	0	0	0
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0



### (3) 認定こども園【再掲】

認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っており、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

#### 現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」の利用はありませんでした。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「小さな人口の少ない村なので、しかたがないと思うが、選択肢が少ない。もしくは1つしかないことが少々不満。保育園、小学校、中学校→1つ。小学校の部活→男・女各1つ。なので、やるか、やらないか、だけ。以前あった、小学校での「放課後子ども教室」があればいいかな？」という要望がありました。

#### 事業の確保策

- 需要の状況に応じ、公募及び事業者からの申請により、設置を進めていきます。
- 村内施設、村外施設ともに平成27年度に認定こども園へ移行します。

表4.8 認定こども園の年度別見込量と提供量【再掲】

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	0	100	100	100	100	100
1号認定	0	10	15	15	15	15
2号認定	0	54	50	50	50	50
3号認定	0	36	35	35	35	35
②提供量	0	100	100	100	100	100
村内施設	0	90	90	90	90	90
村外施設	0	10	10	10	10	10
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

## 4 地域型保育給付

### (1) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人のものです。しかし、蓬田村では現在実施していない事業です。

### (2) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。しかし、蓬田村では現在実施していない事業です。

### (3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

### (4) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。しかし、蓬田村では現在実施していない事業です。



## 5 相談支援

### (1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 現状と課題

- 教育・保育の情報提供を行うとともに、必要に応じて保健師や担当職員が相談等を受けています。
- 対象となる自由意見はありませんでした。

#### 事業の確保策

- 人員の確保等が困難なため事業として実施する予定はありませんが、多様なニーズに対応できるよう教育・保育事業や地域の子育て支援事業等などの関係機関との連携を強化するとともに、情報提供方法などを検討します。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」「その他自治体で実施している類似の事業（子育てサークル）」は利用が各2.1%ありました。
- 毎週木曜日の午前中を中心に子育てサークル「プレイアンドスマイル」を実施し、入園前の児童を対象とした交流の場を提供しています。
- 対象となる自由意見はありませんでした。

#### 事業の確保策

- 現状行っている子育てサークルを拡充しながら、今後は需要の状況に応じ事業実施に向けて検討します。

## 6 訪問系事業

### (1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 現状と課題

- 母子支援法に基づく新生児の訪問指導として、新生児期の訪問を目指し実施しています。
- 対象となる自由意見はありませんでした。

#### 事業の確保策

- 保護者の希望によって訪問回数を増やすなど、事業の充実を図ります。

表4.9 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	20	19	16	14	14	13
②提供量	20	19	16	14	14	13
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

### (2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### 現状と課題

- 乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業等で把握された、養育支援が特に必要な家庭に対して保健師が支援を行っています。
- 対象となる自由意見はありませんでした。

#### 事業の確保策

- 乳児家庭全戸訪問事業と連携を図りながら、今後も実施していきます。

表4.10 養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	3	3	3	3	3	3
②提供量	3	3	3	3	3	3
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0



## 7 通所系事業

### (1) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

#### 現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」「夜間養護等事業：トワイライトステイ」の利用はありませんでした。
- 対象となる自由意見はありませんでした。

#### 事業の確保策

- 今後は、需要の状況によって事業実施を検討します。

### (2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### 現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり事業」の利用6.4%ありました。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「遊具のある公園があると良い。時間外で子どもを預かってもらえる場所があると良い。※学童以外で」という要望がありました。

#### 事業の確保策

- 引き続き事業を実施していくとともに、広報を積極的に活用しながら更なる周知に努めます。

表4.11 一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	46	671	665	611	584	552
②提供量	46	671	665	611	584	552
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0



### (3) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

#### 現状と課題

○村外へ働きに出ている保護者が多いので、通常の開園時間よりも早く開園しています。  
 ○アンケート調査の自由記載欄に「仕事が始まる時間にあわせて、なるべく保育園に早く預けられる時間帯を増やしてほしい（例、7:00～や6:30など）。」「延長保育では長くても19:00までが多い。21:00、22:00くらいまで預けられる施設があると良い。」  
 「認可保育所に入所しているが、休日（祝祭日）等も利用出来る様にしてもらえると、仕事に専念出来る。」という要望がありました。

#### 事業の確保策

○保護者のニーズに答えるべく、開園時間の延長等を検討していきます。

表4.12 時間外保育事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計実利用者数	20	28	28	26	25	23
②提供量	20	28	28	26	25	23
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

### (4) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

#### 現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方はいませんが、父親・母親が休んで対処した方の40.0%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。  
 ○ニーズ調査の自由意見をみると、「急に熱をだした時、仕事を抜けられないので病児保育等があればいいと思いました。」という同類の要望が多くありました。

#### 事業の確保策

○ニーズはあるため、人材確保や施設等の様々な問題について協議しながら、事業実施に向けて検討していきます。



## (5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 現状と課題

- 村内の保育所において放課後児童クラブを実施しています。
- ニーズ調査結果から利用（希望）状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうちは28.6%の利用を希望しています。高学年の利用希望はありません。小学校児童ではそれぞれ3.2%、1.7%が利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「小さな人口の少ない村なので、しかたがないと思うが、選択肢が少ない。もしくは1つしかないことが少々不満。保育園、小学校、中学校→1つ。小学校の部活→男・女各1つ。なので、やるか、やらないか、だけ。以前あった、小学校での「放課後子ども教室」があればいいかな？」という要望がありました。

### 事業の確保策

- 引き続き、保育所で放課後児童クラブを実施していきます。

表4.13 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①年間実利用者数	11	21	21	24	26	26
小学1～3年生	10	21	21	24	26	26
小学4～6年生	1	0	0	0	0	0
②提供量	11	21	21	24	26	26
小学1～3年生	10	21	21	24	26	26
小学4～6年生	1	0	0	0	0	0
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

## 8 その他事業

### (1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 現状と課題

- ニーズ調査結果をみると、「ファミリー・サポート・センター」の利用希望者はいません。
- 対象となる自由意見はありませんでした。

#### 事業の確保策

- 今後は需要の状況に応じ事業実施に向けて検討します。



## (2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 現状と課題

○自治体病院および県内すべての産科病院と委託契約を結んでいます。また、里帰り出産で県外の病院を受診した場合も対象となります。実施時期は受診券の交付の日から出産の日までが対象期間となります。

(内容：妊婦一般健康診査14回、超音波検査4回、子宮頸がん検査、HTLV-1（ヒト白血病ウイルス-1型）抗体検査、性器クラミジア検査各1回)

### 事業の確保策

○定期的に妊婦健康診査が受診できるよう、妊婦に対する手帳交付時の指導を継続実施します。

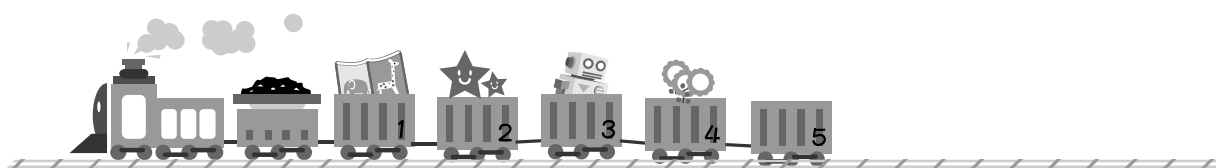
○里帰り出産や県外在住の妊婦にとっても妊婦健康診査を受診しやすい環境を作ります。

○また、県外での里帰り出産を希望する妊婦に関しては、母子保健手帳交付時に異動の時期や里帰り先で利用する医療機関について確認し、委託契約や償還払い制度について説明を行います。

表4.14 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用数	19	19	16	14	14	13

## 第5章



## 次世代育成支援の施策展開



## 第5章 次世代育成支援の施策展開

次世代育成支援対策は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間において蓬田村次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）が推進されてきました。

本計画においても、後期計画と同じ基本理念を引き継ぐこととし、その実現に向けて同様の8つの基本目標のもとで関連施策を評価して見直しを行いました。次頁以降において各施策と関連事業を改訂した具体的な推進策等を記載しています。

- 基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実
- 基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進
- 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 基本目標6 子ども等の安全確保
- 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- 基本目標8 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり



## 基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実

子どもや家庭を取り巻く環境は今なお厳しく、核家族化の進行や父親の仕事中心の考え方に加えて近隣関係の希薄化など、子どもをめぐる地域ネットワークが弱まる中、育児の負担は母親に集中し、母親と子どもだけで一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が問題になるなど、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

### 現状と課題

#### ■調査結果から

- 定期的な教育・保育事業(全体)の利用状況をみると、利用している就学前児童は70.2%となっています。利用中の事業としては「認可保育所」(66.6%)と最も多く、次いで「幼稚園」(4.3%)となっています。
- 定期的な教育・保育事業を利用していない理由として、「子どもがまだ小さいため」(53.8%)、「利用する必要がない」「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」(各23.1%)の順に多くなっています。
- 保護者の72.7%の方は病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった体験をしています。その際の対処方法は、「母親が休んだ」(58.3%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(54.2%)、「父親が休んだ」(12.5%)の順に多くなっています。
- 休日の教育・保育の利用意向として、土曜日は「月に1~2回は利用したい」(38.3%)、「ほぼ毎週利用したい」(36.%)と74.5%の方が希望しています。日曜・祝日においては「月に1~2回は利用したい」(29.8%)と、29.8%の方が希望しています。

#### ■保護者の意見・要望から

- 「保育園で、多少の熱程度なら、仕事が終わって迎えに行くまで、預かってほしい」、「核家族のため、近くに預けられる人もいなく上の子の行事や母親が病院にかかる際など、一時的に気軽に受け入れてくれるところがあると助かります」、「急に熱を出した時、仕事を抜けられないので、病児保育等があればいいと思いました」、「現在、保育園で実施している学童保育を小学校内または村内の公民館などで実施できないものだろうか」、「今回も村主催のイベントがあり、とても楽しく参加させていただいております。高学年になるにつれ、参加率は低くなるかもしれませんが、親が連れて行けない文化、スポーツに対する取り組み、支援を今後も多く主催されると嬉しいです」などの意見や要望があります。



■後期評価の結果から

○ニーズ量が少ないことや他の事業で対応している関係から、検討中の事業があり、今後の対応が求められます。

施策の目標

施策1 地域における子育て支援サービスの充実

- 専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- 子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。
- 保護者が障害をもつ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮を行います。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課	
育児支援家庭訪問事業の推進	出産後間もない時期の母親の疾病等の理由により、乳児の養育に支障が生じたときの家庭における育児や家事等を支援する事業の活用。	C	健康福祉課	
ファミリーサポートセンター事業の検討	育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業。	C	健康福祉課	
子育てサークル支援事業	子育てサークルへの支援。	A	健康福祉課	
子どもの生活相談の充実	子育てに関する悩み等の相談。	A	健康福祉課	
休日保育事業の推進	休日に仕事を持っている保護者に対して日曜日および祝日に保育所を開所する事業。	C	健康福祉課	
放課後児童健全育成事業の推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	A	健康福祉課	
一時預かり（一時保育）事業の推進	保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育所において一時的に保育を行う事業。	A	健康福祉課	
病児・病後児保育事業の検討	適当な施設の専用スペース等において、病気の児童または病気回復期にある児童を一時的に預かる事業。	C	健康福祉課	
地域拠点子育て支援の検討	ひろば型	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親と子が気軽に集い、語り合い、交流を図る場を提供する事業。	C	健康福祉課
	センター型	地域子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を展開する事業。	C	健康福祉課
	児童館型	児童館等において親と子が交流、つどいの場を設置するとともに、身近で利用しやすい地域交流活動を展開する事業。	C	健康福祉課
子育てサポートセンターの推進	子どもや保護者がつどい、語り合い、行事等開催しながら、交流を深める事業。	A	教育課	



子育て相談（保育所）の推進	保育所において子育て相談や情報を提供する事業。	A	健康福祉課
家庭児童相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談および指導。	A	健康福祉課
ママヘルプサービス	産褥期の母親に対し、育児、家事等の支援を行う事業。	C	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

## 施策2 保育サービスの充実

- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態および意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。
- 保育サービスの充実にあたっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図ります。
- 多様な保育ニーズに応じて、住民が利用しやすい保育サービスを提供します。
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。
- 保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について検討します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
通常保育事業の推進	受入体制の整備。	A	健康福祉課
延長保育事業の推進	保育所の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。	A	健康福祉課
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業。	A	健康福祉課
障害児保育事業の推進	軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受入れた保育事業。	A	健康福祉課
休日保育事業の推進	(再掲)	C	健康福祉課
一時預かり(一時保育)事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
保育所地域活動事業の推進	保育所の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	A	健康福祉課
保育サービス評価事業の導入検討	保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業。	C	健康福祉課
村内保育施設の推進	村内保育施設への支援。	A	健康福祉課
保育料の引き下げ	保育料を引き下げて、保護者の負担を軽減する。	A	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

### 施策3 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て家庭に対しては、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを整備します。
- 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、資料の作成・配布等による情報提供を行います。
- 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
少子対策・子育て支援総合資料の作成および情報提供	子育て支援情報を総合的にまとめた資料の作成および情報提供。	A	健康福祉課
少子対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	地域において子育て支援を行っている各団体との連携。	B	健康福祉課 教育課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

### 施策4 児童の健全育成

- 地域社会における児童数の減少は、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。
- 児童の健全育成を図る上で、公民館、ふるさと総合センター、学校等の社会資源および主任児童委員、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進めていきます。
- ふるさと総合センターは、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供などを行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受け入れと活動の展開を図ります。
- 学校においては、教職員の自主的な参加と協力を得つつ学校施設の開放等を推進します。
- 社会資源を活用して、夏季および冬季の休業日等における児童の居場所づくりに活用します。
- 主任児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待防止の取り組みなど子どもと子育て家庭への支援を地域住民と一体となって進めていきます。
- 性の逸脱行動の問題点等については、教育・啓発を推進し、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りを支援します。
- 保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護者、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要である



ため、地域ぐるみの支援ネットワークを整備します。

○個別的・具体的な問題に対しては、関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
学校施設開放の促進	子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進。	A	教育課
ふるさと総合センターの充実	青少年育成の拠点施設の充実。	A	教育課
体育協会が行うジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	A	教育課
スポーツスクール・教室の開催	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体づくりを目的としたスポーツスクール・教室の開催。	A	教育課
農業体験活動事業	小学校において、地域の高齢農業者との世代間交流を行う。	A	産業振興課
保育所の園庭開放の推進	保育所園庭の開放による、入所児童と地域児童との交流事業。	A	健康福祉課
児童手当の支給	「児童手当法」に基づく手当の支給。	A	健康福祉課
就学援助費の支給	「就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助。	A	教育課
就学奨励金の貸与	大学、短大、各種専門学校、農林漁業技能養成機関および高専後期2年に在学する者に無利子で奨励金を貸与。	A	教育課
青少年相談事業の充実	関係機関との連携の強化。	A	教育課
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布。	A	教育課
有害図書立入調査の実施	自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査の実施。	A	教育課
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成会・育成協議会・育成連絡協議会。	A	教育課
「子ども110番の家」の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の看板設置。	A	教育課
「家庭の日」の推進	ポスターの募集。	A	教育課
読み聞かせボランティア養成講座の開催	ボランティア養成講座。	A	教育課
読み聞かせボランティア研修の開催	読み聞かせボランティアの経験者を対象とした図書館司書による講座。	A	教育課
読み聞かせボランティアグループの育成と組織化	ボランティア養成講座等の修了生によるグループの育成。	A	教育課
小学校・保育所・子育てサークル等での読み聞かせの充実	ボランティアグループによる読み聞かせの定例的な開催。	A	教育課
小・中学校、保育所等への団体貸出の推進	団体貸出用児童図書を充実し、団体貸出利用を推進。	A	教育課
学校図書館の充実と公共図書館との連携強化	学校図書館と公共図書館が連携し、図書の内容充実等の整備を図る。	A	教育課
乳幼児教室・健診における読み聞かせの充実	ボランティアによる読み聞かせを乳幼児教室・健診に取り入れる。	B	健康福祉課 教育課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

施策5 その他

- 施策を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ります。
- 各種の子育て支援サービスの中として余裕教室等の公共施設の余裕空間の活用を検討します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
余裕教室の開放	学校の余裕教室を地域住民に開放し、育児交流や世代間交流等に活用していく。	A	健康福祉課 教育課
高齢者と子どもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流事業。	A	健康福祉課 教育課
村内ふれあい交流活動	世代間交流を主とした活動への支援。	A	健康福祉課 教育課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



## 基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

また、計画策定にあたっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携が必要です。さらに、子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師等の人材の確保が必要となります。

### 現状と課題

#### ■調査結果から

○該当する項目はありませんでした。

#### ■保護者の意見・要望から

○「医療費の面で、年々拡充され大変助かっている」、「乳児健診など、手厚いのでたすかっている」、「予防接種（主にインフルエンザ）が、医療費対象外（医療行為でないため）など、村の子育てや保育行政にかかわる人たちにも聞いてもらいたいくらいです」などの意見や要望があります

#### ■後期評価の結果から

○多くは継続実施中の事業となっていますが、施策4（小児医療の充実）のように今後の対応が求められる事業もあります。

### 施策の目標

#### 施策1 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、妊産婦訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- 親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。
- 乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発等の取り組みを進めます。
- 妊娠および出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

事業名	事業の内容	後期 評価	担当課
母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付および保健サービスの情報提供と妊婦保健指導。	A	健康福祉課
乳幼児相談の充実	乳幼児とその親を対象とした子育て相談。	A	健康福祉課
乳幼児訪問指導の充実	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導。	A	健康福祉課
妊婦一般健康診査の実施（委託）	妊婦を対象とした医療機関における健康診査。	A	健康福祉課
乳児一般健康診査の実施（委託）	乳児を対象とした医療機関における健康診査。	A	健康福祉課
乳児健康審査の実施	3か月～12か月児を対象とした集団健康診査。	A	健康福祉課
1歳6か月児健康診査の実施	1歳6か月～1歳8か月の幼児を対象とした集団健康診査。	A	健康福祉課
2歳児健康診査の実施	2歳6か月～2歳11か月の幼児を対象とした集団健康診査。	A	健康福祉課
3歳児健康診査の実施	3歳3か月～3歳8か月の幼児を対象とした集団健康診査。	A	健康福祉課
事故防止の啓発	発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発。	A	健康福祉課
乳幼児・児童医療費の支給	中学校卒業までの子どもを対象とした医療費の支給。	A	健康福祉課
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種。	A	健康福祉課
子育て支援拠点事業の基盤整備	子育て支援の拠点。	C	健康福祉課
妊婦・産婦訪問指導	妊婦・産婦の家庭を訪問し、健康状態や育児等についての相談を行う。	A	健康福祉課
新生児訪問指導	生後3か月までの乳児の家庭に訪問し、身体測定や発達チェック、相談等を行う。	A	健康福祉課
1歳6か月児、2歳児、3歳児の歯科検診の実施	1歳6か月～1歳8か月、2歳6か月～2歳11か月、3歳6か月～3歳8か月の幼児を対象とした歯科検診およびむし歯予防に関する指導。	A	健康福祉課
フッ化物歯面塗布の実施	1歳6か月～3歳の幼児を対象としたフッ化物歯面塗布と歯科保健指導。	A	健康福祉課
むし歯予防教室	乳幼児とその保護者を対象としたう歯予防に関する講話とブラッシング指導。	A	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

## 施策2 食育等の推進

- 朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。
- 母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含



め、妊産婦等を対象とした食に関する情報提供を進めます。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
保育所における食育教育	食生活、生活リズムの大切さの啓発。	A	健康福祉課
離乳食教室	離乳食のすすめ方および栄養指導。	A	健康福祉課
幼児育児教室	望ましい食習慣の指導および栄養相談。	A	健康福祉課
1歳6か月児、2歳児、3歳児における栄養指導	幼児期の食事についての相談および栄養指導。	A	健康福祉課
乳幼児相談における栄養相談	望ましい食習慣の啓発。	A	健康福祉課
妊婦保健指導	妊婦の食事についての相談および栄養指導。	A	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

### 施策3 思春期保健対策の充実

- 性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染予防に関する正しい知識を普及します。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成や、地域における相談体制の充実等を進めます。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
思春期健康教育・保健相談の推進	各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及啓発。	A	教育課 健康福祉課
喫煙防止対策の推進		A	教育課
正しい性知識の普及		A	教育課
薬物乱用防止教育の推進		A	教育課
飲酒についての正しい知識の普及		A	教育課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



施策4 小児医療の充実

- 小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。
- 小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携の下に積極的に取り組みます。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
休日・応急診療所	小児救急医療の推進。	C	健康福祉課
医師会との連携強化	小児医療について、各医師会との連携を強化し、救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握などを検討する。	C	健康福祉課
小児医療に関する情報提供の充実	小児医療に関する情報提供の充実を図る。	C	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



## 基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、子育て支援サービスに対するニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策の推進が求められています。

この理由として、①0歳児をはじめ乳幼児期は、人に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期、②3歳以降では、社会性やコミュニケーション能力の向上等が求められる、③小学校就学後には、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる安全・安心な環境の確保が必要、④思春期以降では、教育関係機関と連携を図りつつ、食育、乳幼児のふれあいの場の提供、性に関する正しい知識の普及等を進めることが必要であることが挙げられます。

### 現状と課題

#### ■調査結果から

○子育て支援事業の周知度を見ると、「村保健師による情報・相談事業」（66.0%）、「村広報誌に記載する情報」（55.3%）、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」（51.1%）が上位を占めているものの、「保育所や幼稚園の園庭等の解放」（21.3%）、「家庭教育に関する学級・講座」（12.8%）の周知度は低くなっています。

○周知度が高くて利用が少ない事業は、「村広報誌に記載する情報」（12.8%）、「子育ての総合相談窓口（村健康福祉課）」（10.6%）があげられます。

#### ■保護者の意見・要望から

○「現在の小学校低学年生は帰宅時で15：30、宿題等が終わった時で16：30、そこからどう過ごすのか？屋外へは出られません。また、高学年は毎日クラブチーム活動で帰宅時19：00、土日は試合、クラブ活動に時間を取られすぎています」、「匿名で手紙などで、子育ての悩みや相談を聞いてくれるサービスがあればいい」、「放課後児童クラブの活動内容や平日の実際の過ごしかた（宿題をやっているかなど）を知りたい。教員免許がある方が指導してくれるかなども。小学校入学前に情報としてほしい」という意見や要望があります。

#### ■後期評価の結果から

○多くは継続実施中の事業となっていますが、就業のための講習会や新就職者研修講座への対応が求められる事業もあります。

### 施策の目標

#### 施策1 次代の親の育成

○男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。

○家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。

○特に、中学生や高校生等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所や乳幼児育児教室の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。



事業名	事業の内容	後期評価	担当課
職場体験の充実	中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発。	A	教育課
就業のための講習会の開催協力	社会生活における各分野での能力発揮を図る講習会の開催協力と広報等による周知。	C	健康福祉課
新就職者研修講座の開催協力	学校を卒業し、社会に出たときに必要な様々な知識が学べる講座の開催協力と広報等による周知。	C	健康福祉課
赤ちゃんふれあい体験事業	公民館等において、中学生が赤ちゃんふれあうことのできる機会を提供する。	A	教育課 健康福祉課
保育体験の実施	中学生が体験学習として保育所等で保育を体験。	A	教育課 健康福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施

## 施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、次のような取り組みによる学校の教育環境等の整備が必要です。

### ①確かな学力の向上

○子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。このため、子ども・学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直し。	A	教育課
個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導等の積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導。	A	教育課
英語指導助手(ALT)の活用	英語指導助手(ALT)の小学校への派遣および保育所への派遣。	A	教育課
外部人材の活用	小・中学校の活性化を図るため外部人材の積極的な活用。	A	教育課
道徳教育の時間の確保	道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用。	A	教育課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施

### ②豊かな心の育成

○豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

○いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域および関係機関とのネットワークづくり等を整備します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
道徳教育の時間の確保	(再掲)	A	教育課
多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進。	A	教育課
社会人活用事業の実施	地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進する事業。	A	教育課
教育相談体制の充実	来所による定期的な個別の面接相談。	A	教育課
	電話による相談。	A	教育課
	学校訪問相談員を活用した学校との情報交換。	A	教育課
	適応指導教室における支援事業。	A	教育課
	不登校児童生徒の家庭への指導員の定期的な訪問。	A	教育課
	スクールカウンセラーの活用。	A	教育課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

### ③健やかな体の育成

- 子どもの体力は低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫および改善等を進め、体育の授業を充実します。
- 子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携により改善や充実させるなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。
- 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を子どもに身に付けさせるための健康教育を推進します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
体育授業の充実	指導計画・指導方法の工夫。	A	教育課
運動部活動の支援	外部指導者の導入等による運動部活動の充実。	A	教育課
健康教育（保健）	関係機関・団体との連携等による指導の充実。	A	教育課
歯科保健対策の推進	小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発。	A	教育課
小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導。	A	教育課
健やかな体の育成・食育の充実	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導。	A	教育課
	地産地消を推進しながら食育を実施。	A	教育課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



#### ④信頼される学校づくり

- 地域および家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた通学区の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
- 指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けていきます。
- 子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。
- 学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、小・中学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
信頼される学校づくり	活動への補助および行事への協力。	A	教育課
小・中学校PTA連絡協議会への支援		A	教育課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施

#### ⑤幼児教育の充実

- 幼児教育の充実のため、幼児教育に関する情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。
- 保育所における幼児教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、保育所と小学校との連携を図る体制を構築します。
- これらを含め、各地域の実情を考慮した教育環境の充実、保育所および幼稚園と小学校との連携の推進を図ります。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
保育所および幼稚園と小学校の連携	保育所および幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携強化。	A	教育課 健康福祉課
障害児保育事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施

### 施策3 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭および地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

#### ①家庭教育への支援の充実

- 家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。
- 育児不安や児童虐待の背景として、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、乳幼児健診や就

学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を行います。

- 子育て経験者等を「子育てサポート」として養成・配置等することで、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備し、子育てサークル活動への支援等、地域で子育てを支援するネットワークの形成を図ります。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
子育て家庭教育に関する学習機会の充実	小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する講座・教室の開催。	A	教育課
子育て相談の充実	子育て相談、情報の提供。	A	教育課 健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

## ②地域の教育力の向上

- 子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭および地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。
- 地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進および学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。
- 地域における子育てに関連した様々な活動に地域住民が積極的に参加するよう働きかけます。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
学校施設開放の促進	(再掲)	A	教育課
親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できる各種体験活動の推進。	A	教育課
子ども会等地域活動の機会の充実	地域や関係機関等の協力による地域活動促進。	A	教育課
ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	A	教育課
スポーツスクール・教室の開催	(再掲)	A	教育課
自然体験講座の開催	森林や河川等の自然に子どもがふれあい、自然を体験するための講座を開催。	A	教育課
託児つき講座の開催	就学前の子どもをもつ親が参加しやすいよう託児つきの講座の開催。	A	教育課 健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



## 施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○コンビニエンスストア等で、性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット、携帯電話等のメディア上の性、暴力等の有害情報については子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
青少年相談事業の充実	(再掲)	A	教育課
健全育成に関する啓発	(再掲)	A	教育課
有害図書立入調査の実施	(再掲)	A	教育課
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	(再掲)	A	教育課
「子ども110番の家」の推進	(再掲)	A	教育課
インターネットの適正利用の啓発	インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止および被害防止のための啓発事業。	A	教育課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



## 基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、一人でも多くの子どもが育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪にあわないようなまちづくりを地域で推進することが求められています。

### 現状と課題

#### ■調査結果から

○該当する項目はありませんでした。

#### ■保護者の意見・要望から

○「地域の公園や遊具などの充実も大事だと考えます。子供達が思いっきり走り回ったり、遊べる環境づくりも考えてほしいです」、「身近に遊べる場所がない」、「児童館などがあってもよいのではないかと思います」などの意見や要望があります。

#### ■後期評価の結果から

○継続実施中の事業が半分、検討中の事業が半分となっており、今後の充実が求められます。

### 施策の目標

#### 施策1 良質な住宅の確保

○子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを検討します。

○住民に身近な地方公共団体として、持家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めます。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
計画的な公営住宅の建設および建て替え	村営住宅の建設および建て替えを促進する。	B	建設課
宅地供給の促進	宅地供給の推進と民間の秩序ある宅地開発の誘導。	B	建設課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



## 施策2 良好な居住環境の確保

- 公共賃貸住宅の整備においては、地域の実情等を踏まえつつ、子育て支援施設の一体的な整備を検討します。
- 室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を検討します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
公園等の整備	居住環境に配慮した公園および緑地の整備。	B	建設課
シックハウス相談窓口の設置	シックハウスについての対策等の相談窓口を設置する。	A	建設課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施

## 施策3 安全な道路交通環境の整備

- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、幅の広い歩道の整備を推進します。
- 生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
地域の道路の整備	道路、歩道の整備。	A	建設課
交通安全施設の整備	通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯等設置。	A	総務課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施

## 施策4 安心して外出できる環境の整備

### ①公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

- 妊産婦、乳幼児連れの保護者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。

### ②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

- 公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置など、子育て家庭が安心して利用できるトイレの整備を検討します。

### ③子育て世帯への情報提供

- 「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。

事業名	事業の内容	後期 評価	担当課
建築物のバリアフリー化	建築物における段差の解消、スロープの設置等。	A	総務課 産業振興課
ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保およびおむつ交換台の設置	人が多く集まる場所において、トイレ等にベビーシートやおむつ交換台の設置等の推進。	B	総務課
授乳スペースの確保	人が多く集まる場所において、授乳スペースの確保の推進。	B	総務課
バリアフリー情報の提供	公共施設や公共交通機関等のバリアフリー情報を提供する。	A	総務課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

### 施策5 安全・安心なまちづくりの推進等

- 通学路や公園等における防犯灯等の防犯設備の整備を推進します。
- 道路、公園、駐車・駐輪場および公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備を推進します。また、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。
- 侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。

事業名	事業の内容	後期 評価	担当課
防犯灯の設置	村内各所に防犯灯を設置。	A	総務課
防犯グッズの周知啓発	広報等により各種防犯グッズの啓発。	A	総務課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



## 基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

就労している母親、就労を希望している母親が増えている状況の中、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。

また、非正規雇用者として働く女性の労働条件は低く、仕事本位、企業本位の職場環境の中で活力を失う男性は少なくありません。このような状況は結果として少子化をもたらしてしまいます。

社会全体が発展し続けるには、仕事と子育ての両立のための「①就労による経済的自立が可能な社会」「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざす必要があることから、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があります。

### 現状と課題

#### ■調査結果から

- 育児休業制度の利用状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」方は23.4%いる一方で、父親では「取得した（取得中である）」方はおらず、父親が取得する難しさが伺えます。
- 育児休業給付と社会保険料免除の仕組みの認知状況をみると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」（17.0%）、「育児休業給付のみ知っていた」（25.5%）となっている一方で、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」（55.3%）という回答が半数を超えている状況です。
- 育児休業取得後の対処をみると、母親では「育児休業取得後、職場に復帰した」（72.7%）、「現在も育児休業中である」（18.2%）、「育児休業中に離職した」（9.1%）となっています。

#### ■保護者の意見・要望から

- 「休みを取るより、途中で仕事を抜けるほうが難しい」という意見もあります。

#### ■後期評価の結果から

- 多くは検討中の事業であり、今後の充実が求められます。

### 施策の目標

#### 施策1 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等

- 男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように「働き方の見直し」を進めていきます。
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等のように職場での働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因の解消に努めます。
- 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供

等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

事業名	事業の内容	後期 評価	担当課
男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力	社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	B	健康福祉課
仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	B	健康福祉課
再就職準備セミナーの開催協力	育児により仕事を中断し、その後就職を希望している人に対して、再就職に必要な知識の習得を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	B	健康福祉課
労働相談・職業相談の開催協力	労働問題および職業相談の開催協力と広報等による周知。	B	健康福祉課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用および労働条件の改善。	B	健康福祉課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知。	B	健康福祉課
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発。	B	健康福祉課
ファミリーサポートセンター事業の検討	(再掲)	C	健康福祉課
休日保育事業の推進	(再掲)	C	健康福祉課
放課後児童健全育成事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
一時預かり(一時保育)事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
病児・病後児保育事業の検討	(再掲)	C	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

## 施策2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

- 保育サービス等の充実を図ります。
- 仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。



事業名	事業の内容	後期 評価	担当課
ファミリーサポートセンター事業の検討	(再掲)	C	健康福祉課
休日保育事業の推進	(再掲)	C	健康福祉課
放課後児童健全育成事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
病児・病後児保育事業の検討	(再掲)	C	健康福祉課
一時預かり(一時保育)事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
通常保育事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
延長保育事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
乳児保育事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
障害児保育事業の推進	(再掲)	A	健康福祉課
村内保育施設の推進	(再掲)	A	健康福祉課
男性子育て講座の開催	男性が子育てに参加するための講座の開催に協力し、広報等により周知。	C	健康福祉課

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施

## 基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

学校への登下校時や放課後など、子どもたちを被害対象とした事件は後を絶ちません。子どもの安全を守るのは“大人の責任”です。小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要なことです。

### 現状と課題

#### ■調査結果から

○該当する項目はありませんでした。

#### ■保護者の意見・要望から

○「通学バスについて小学生は通学バスが出ていますが、中学生の通学バスがないですね。実際、夏場は自転車での通学が可能ですが、冬場で歩いて登校している生徒は見かけません。ほぼ、親の自家用車での送迎です。歩いていくのがよいのですが、朝早くや夜遅くなってから一人で歩くのはとても心配ですし、生徒も不安だと思います。今の実情に照らし合わせ、通学バスの導入の検討をお願いしたいです。小学生と一緒に乗せて、ピストン輸送も可能ではないでしょうか」、「バス停から自宅まで歩いて帰るが、植木が歩道に露出しており、回避して歩くために、道路に飛び出してくる子どもがいます。時々傘が車道へ飛び出ることもあります。通学路の整備をお願いします」などの意見や要望があります。

#### ■後期評価の結果から

○多くは継続実施中の事業であり、今後の充実が求められます。

### 施策の目標

#### 施策1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

##### ①交通安全教育の推進

- 子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。
- 地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上や、地域における民間の指導者を育成します。

##### ②チャイルドシートの正しい使用方法の徹底

- チャイルドシートの正しい使用方法の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開します。



- 正しい使用を指導する指導員を養成することにより、乳幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
交通安全教育の促進	交通安全ポスターの募集。	A	総務課
交通安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	A	総務課
交通事故・事故防止情報の提供	子どもを交通事故の被害から守るための情報提供。	A	総務課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

## 施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。
- 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。
- 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施します。
- 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
地域安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	A	総務課
犯罪・被害情報の提供	子どもを犯罪の被害から守るための情報提供。	A	総務課
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の実施。	A	総務課
「子ども110番の家」の推進	(再掲)	A	教育課
防犯灯設置への支援	自治会への防犯灯設置補助の継続。	A	総務課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

## 施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等きめ細かな支援を学校等の関係機関と連携し、実施します。



事業名	事業の内容	後期 評価	担当課
相談体制の整備の推進	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備。	A	教育課 健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



## 基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまで、対象の親子に対し総合的な支援の手を用意することが求められています。

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。母子家庭の場合は、事業主の理解不足等から、収入面や雇用条件面で不利な点も多い上に、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースも多く、総合的な支援策が求められています。このことは、置かれた環境が違うことだけで障害児のいる家庭においても同様であり、総合的な支援策が求められています。

### 現状と課題

#### ■調査結果から

○該当する項目はありませんでした。

#### ■保護者の意見・要望から

○「障害児に対する福祉サービス等の情報をもっとほしいと思います。（デイサービスや送迎サービス等）」などの意見や要望があります。

#### ■後期評価の結果から

○多くは継続実施中の事業であり、今後の充実が求められます。

### 施策の目標

#### 施策1 児童虐待防止対策の充実

○虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を講じます。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築します。

○特に虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関の幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、積極的な設置を働きかけていきます。そのためには、次のことが必要となります。

- ・発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、グループワーク等による養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスメニューの充実。

- ・虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した県および村における取り組みの充実や主任児童委員等の積極的な活用。
  - ・保護、支援等として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等。
- 母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
虐待等に対する防止対策の推進	関係各課、機関との情報交換による児童虐待やいじめおよび非行等の早期発見、早期対応、防止活動、援助活動および啓発活動。	A	健康福祉課
虐待等に関する相談の充実	児童虐待等に関する相談、指導。	A	健康福祉課
虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における保護者の育児不安や児童虐待等の早期発見および関係機関と連携した支援。	A	健康福祉課
虐待防止ネットワークの活用	関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポートおよび啓発活動。	A	健康福祉課
主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的な活用。	A	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

## 施策2 ひとり親家庭などの自立支援の推進

- 離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子および寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）の規定に沿ったきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策・就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。
- 具体的には、母子家庭等に対する各種事業および保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講じるように努めます。
- ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。



事業名	事業の内容	後期評価	担当課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	A	健康福祉課
婦人相談の充実	婦人の抱える諸問題に対する相談・助言・指導。	A	健康福祉課
ひとり親家庭等医療費の支給	ひとり親家庭等の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給。	A	健康福祉課
母子家庭等の親への就業支援	母子家庭等を対象とした、自立のための就業支援や、母子家庭自立支援給付金事業の情報提供。	A	健康福祉課
母子寡婦福祉資金の貸付	「母子および寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付の情報提供。	A	健康福祉課
母子家庭日常生活支援事業	母子家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助若しくは保育サービス等の情報提供。	A	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施

### 施策3 障害児施策の実施

- 障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- 障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療および医学的リハビリテーションの情報提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。
- 学習障害（LD）、注意欠如／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育および療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ適切な教育的支援を行います。
- 保育所等における障害児の受け入れを推進するとともに、各種子育て支援事業との連携を図ります。

事業名	事業の内容	後期評価	担当課
短期入所事業の充実	保護者の疾病等の理由により、家庭において障害児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業の活用。	A	健康福祉課
障害児保育事業の推進	（再掲）	A	健康福祉課
特別児童扶養手当の支給	障害児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	A	健康福祉課
障害児福祉手当の支給	障害児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	A	健康福祉課
障害者扶助料	心身に重度の障害がある人、またはその人を監督保護している人を対象とした手当の支給。	A	健康福祉課
特別支援教育の充実	就学指導委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特殊学級等での受け入れ。	A	教育課
	補助員配置による障害児教育。	A	教育課

## 第5章 次世代育成支援の施策展開

重度心身障害児等医療費の支給	重度心身障害児等を対象とした医療費の支給。	A	健康福祉課
遺児入学金等の支給	遺児へ入学祝金等の支給。	A	健康福祉課
補助具の交付および日常生活用具の給付	補助具の交付および日常生活用具の給付。	A	健康福祉課
レスパイトサービスの実施	介護疲れや緊急時の介護の支援。	A	健康福祉課

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施



## 基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

若年者の失業やアルバイト等の不安定な雇用による経済的自立の遅れが、未婚化等の要因の一つになることが指摘されています。また、県内の若者は、進学、就職を機に県外へ流出する実態が見られることから、県内における若年者の就業機会の確保等に努めるとともに、地元で就労した若者が、結婚しやすい環境づくりを推進します。

### 現状と課題

#### ■調査結果から

- 該当する項目はありませんでした。

### 施策の目標

#### 施策1 多様な就労の場の確保と就労の支援

---

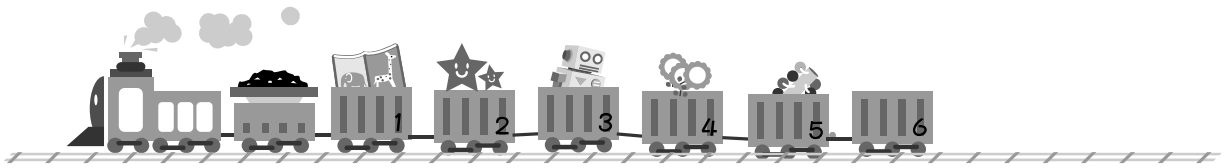
- 若年者等の多様な就労の場を確保するため、新規創業や新分野進出など企業活動の活性化を支援します。特に、新規就農者に対する支援の強化や、進路決定前の学生や就農を目指す人の実地体験等を充実します。
- 若年者等の就業を推進するため、勤労観等の醸成や企業のニーズにあった人材の育成、就業能力開発等を推進します。
- 若者のU・J・Iターン推進に向けた支援制度の検討を行います。

#### 施策2 行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

---

- 若者の結婚に対する意識調査や結婚対策等の施策を推進し、男女の出会いや交流が幅広くできるように県内外の市町村や各団体に情報提供します。
- 男女の交流機会の提供や結婚に関する相談等、行政や地域、企業等が行える結婚しやすい環境づくりについて、支援の在り方を検討します。

# 第6章



## 計画の推進体制





## 第6章 計画の推進体制

### 1 行動計画における子育て支援施策の周知方法

本計画に記載した子育て支援施策については、住民に周知を図ります。

### 2 家庭・地域・行政との協働による推進

本計画を推進するにあたり、子ども自身とすべての子育て家庭に対する支援を目的とした施策を推進するため、家庭と地域、行政が協働しながら、計画的に進めていくことをめざします。

あらゆる家庭を対象とした子育て支援を総合的に行うために、児童関係の課のみならず、教育、男女平等参画、住宅・まちづくり、環境等のさまざまな課や地域コミュニティを形成している地域の住民組織、子育てサークル、企業との連携を図ります。さらには、児童相談所、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、庁内のさまざまな課との連絡や調整をこれまで以上に実施し、全庁的に取り組んでいきます。

子ども・子育て支援対策は子育て中の家庭ばかりではなく、さまざまな立場の住民が考え取り組む地域の課題です。そこで、計画事業の実施・推進のため、あらゆる場面で住民参加の機会を積極的に設け、住民が主体的に取り組めるよう、きめ細やかな子ども・子育て支援対策の地域ネットワークの構築を推進します。

また、家庭・地域・行政の協働による子ども・子育て支援対策の推進を図りつつ、多方面からの意見を広く募り、反映させながら、計画の円滑な進行管理を行っていきます。

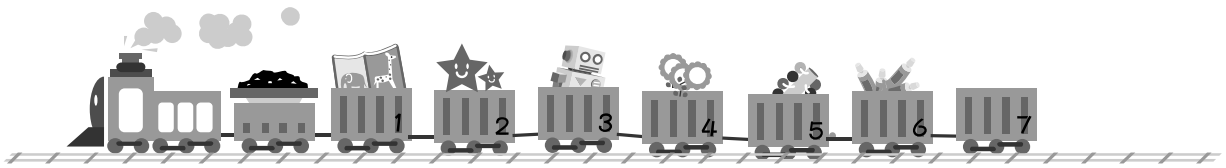
### 3 計画の進捗状況の把握

行動計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされます。そのためにも、計画の実施状況を各年度で把握・点検し、その後の子ども・子育て支援対策の実施等に反映させていくことが必要です。

そこでまず、計画の実施状況を把握・点検するために全庁的な推進組織を中心として進捗状況等を調査して評価しながら推進します。



# 資料編



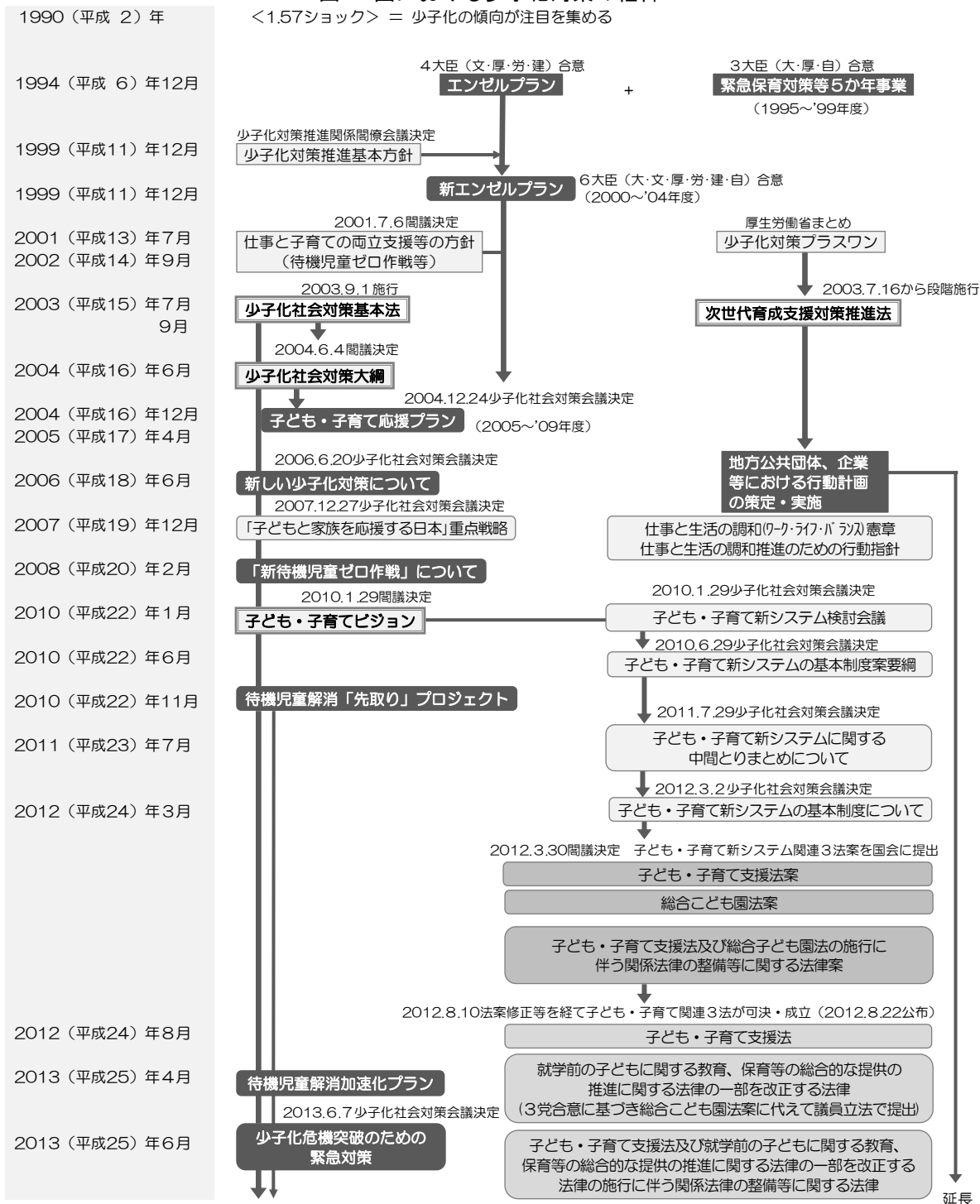


# 資料編

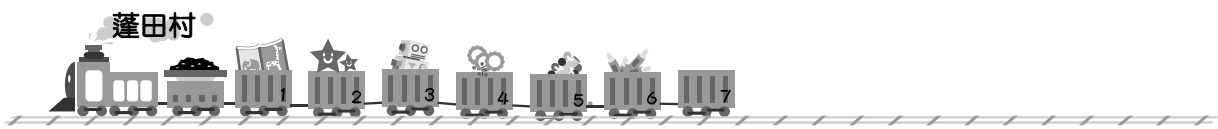
## 1 国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯は下図のとおりですが、効果はあったものの少子化傾向にまだ歯止めがかからないために、子ども・子育て新システム関連3法が誕生しました。

図1 国における少子化対策の経緯



資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より



## 2 新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多いのが現状です。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

### (1) 新制度の主なポイント

#### ■保育の量的拡大・確保

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設があげられます。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となります。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとされています。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

#### ■認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

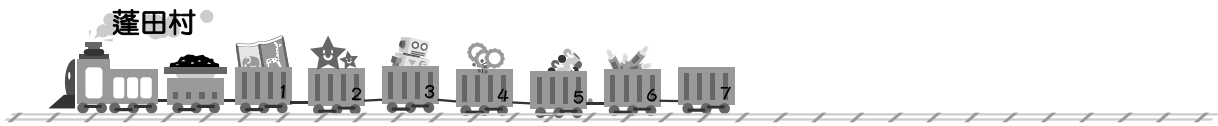
### ■地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

## (2) 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っています。

また、市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。

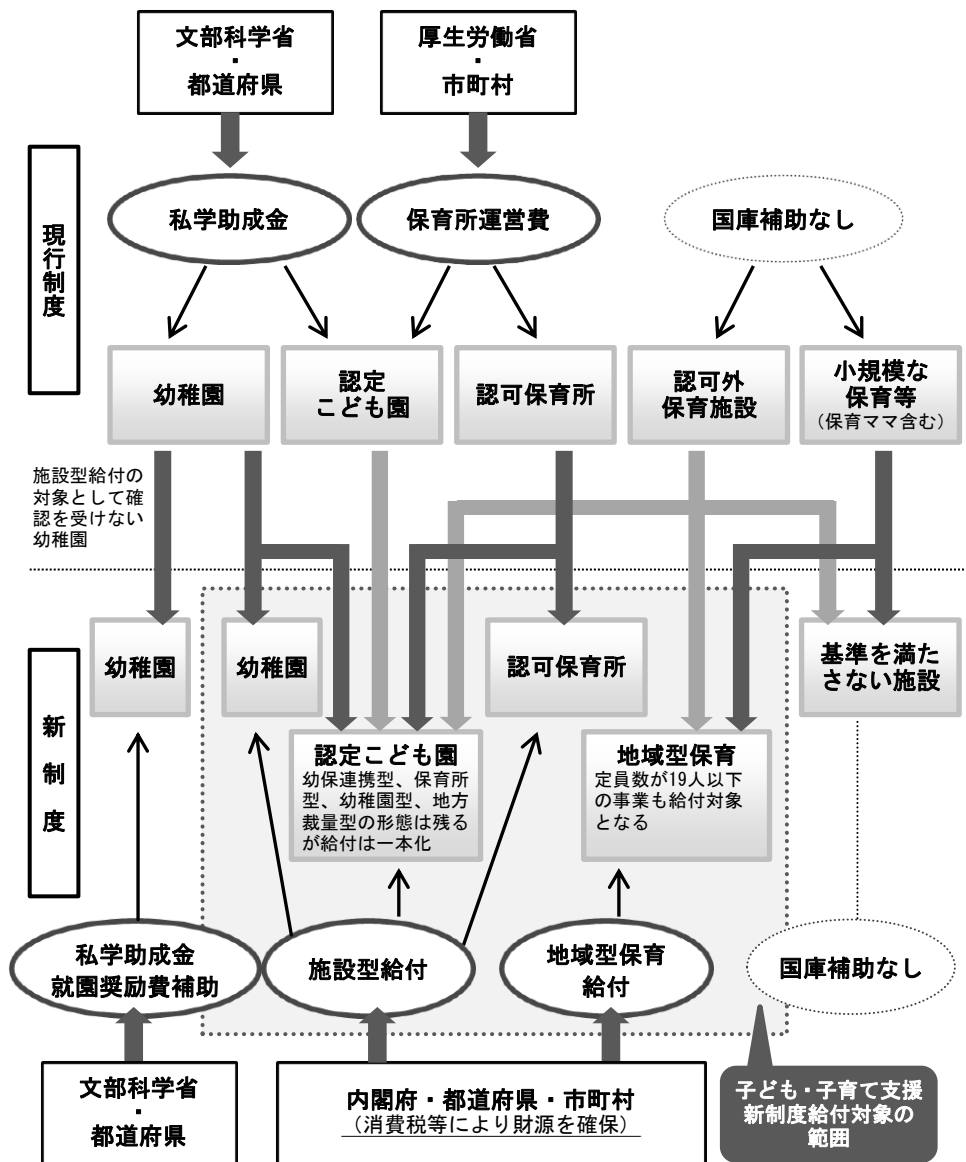


### (3) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図2 現行制度から新制度への移行



資料：国子ども・子育て会議資料



### 3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

#### (1) 子どものための教育・保育給付

##### ■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が各施設等に対して施設型給付費を支給することになります（法定代理受領）。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

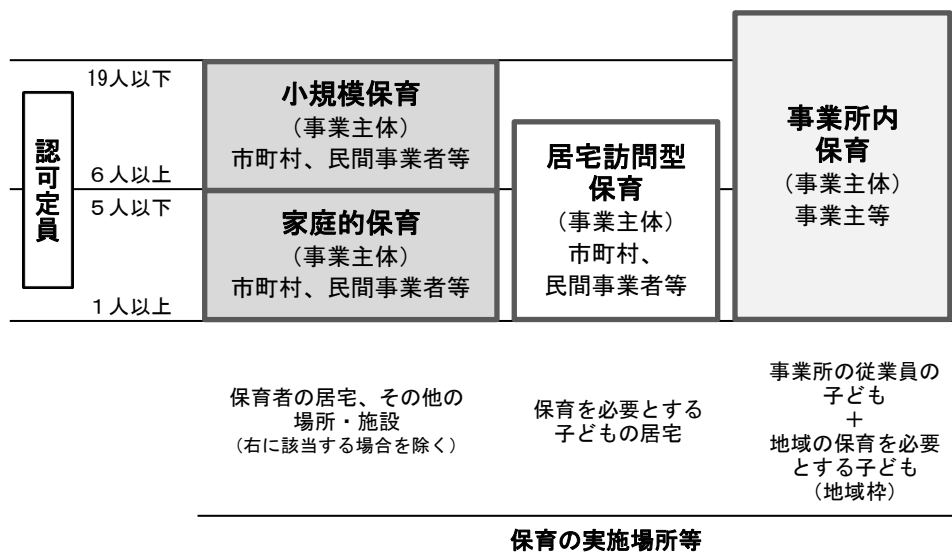
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

##### ■地域型保育給付

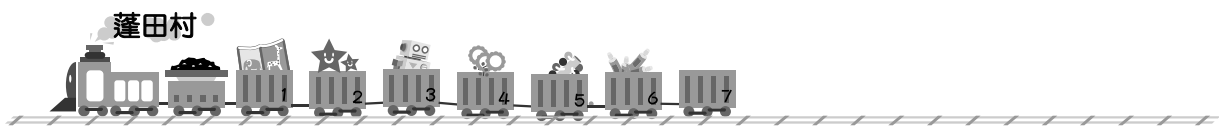
新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図3 地域型保育事業の構成



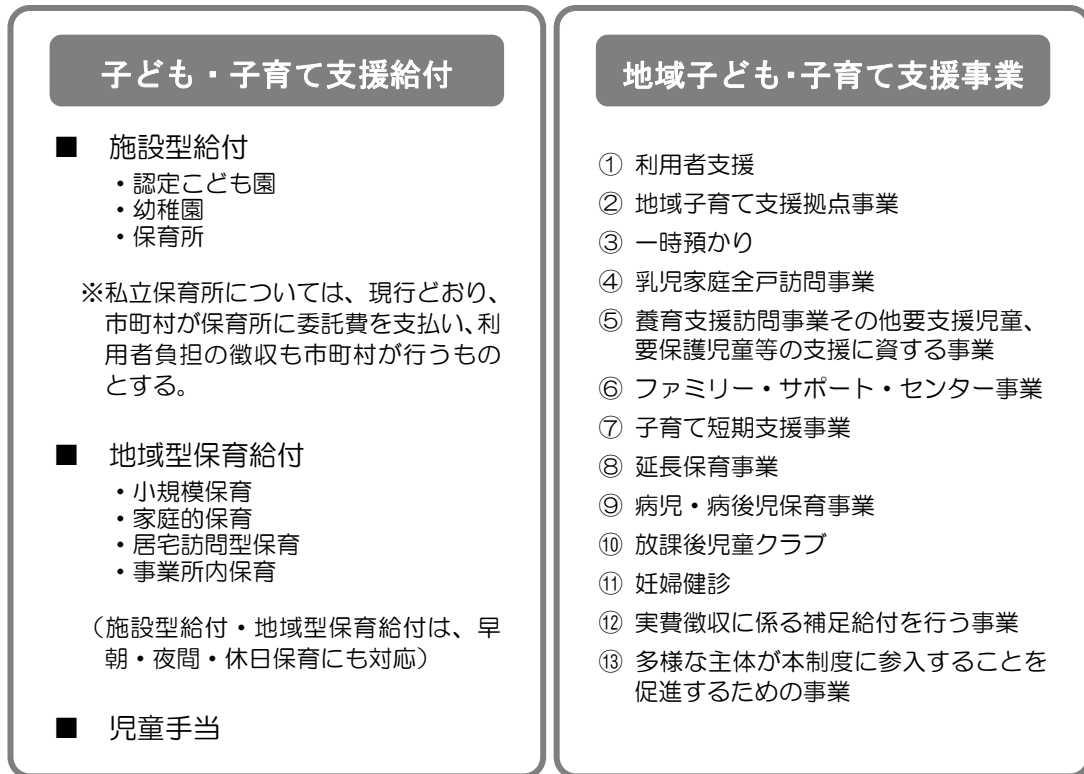
資料：国子ども・子育て会議資料



## (2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図4 新制度における事業の体系



## (3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

### ■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育

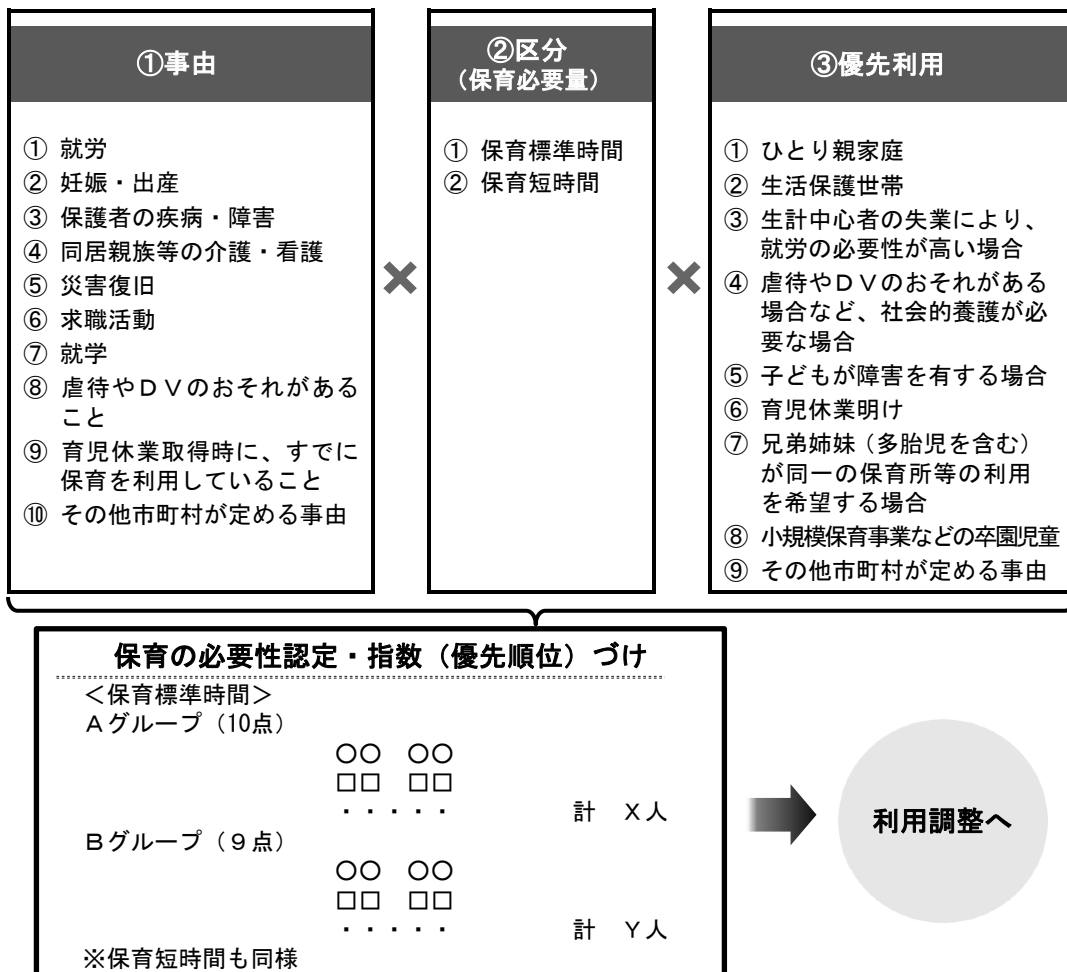
■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

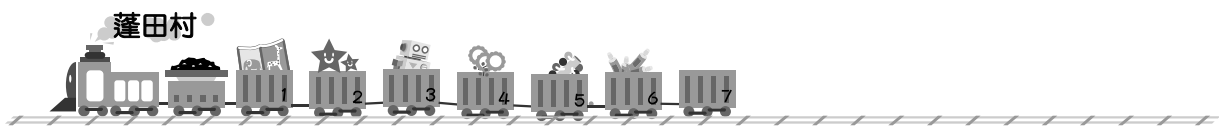
事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区 分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (蓬田村では、下限時間を48時間以上と設定)
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

図5 保育の必要性の認定



資料：内閣府、第11回子ども・子育て会議配布資料「保育の必要性の認定について」対応方針案

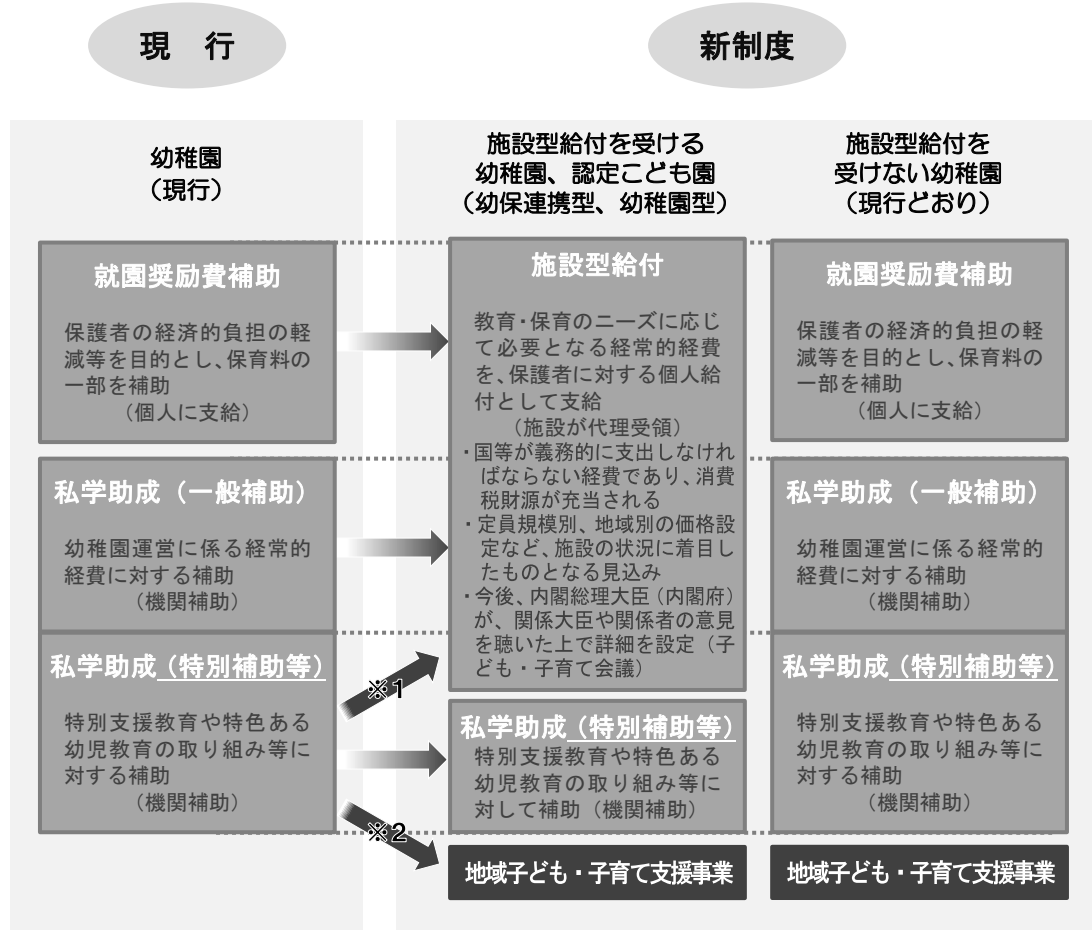


## 4 新制度における公費のしくみ

### (1) 幼稚園に対する公費のしくみ

新制度では、幼稚園に対する私学助成（特別補助等）が下記のように変更されます。

図6 新制度における公費のしくみの変更イメージ（幼稚園）



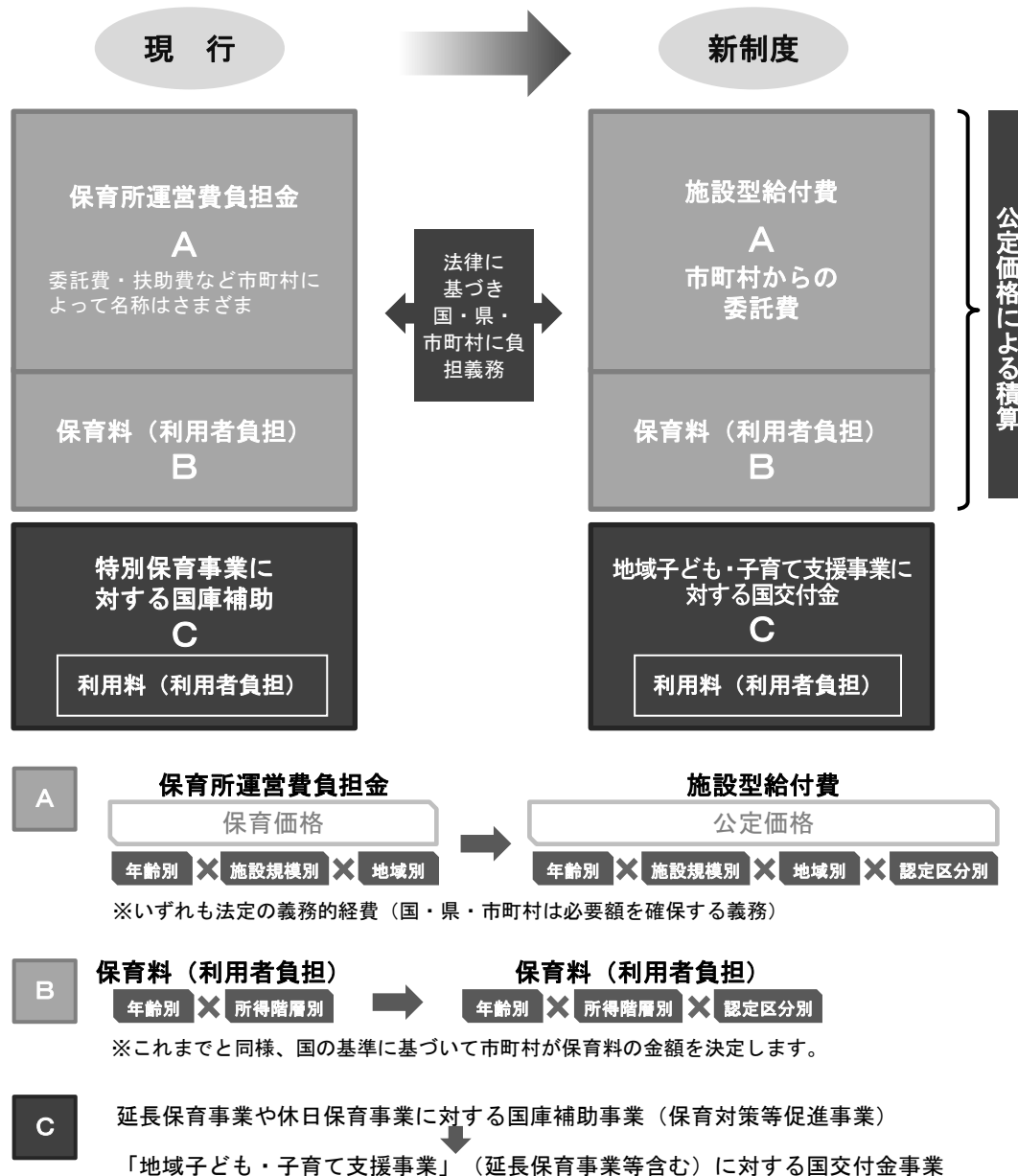
※1 現行制度において「預かり保育」は私学助成(特別補助)を受けて実施していますが、新制度では、認定こども園が市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合については、標準的な教育時間を超える保育時間の経費を含む施設型給付を受けることができます。

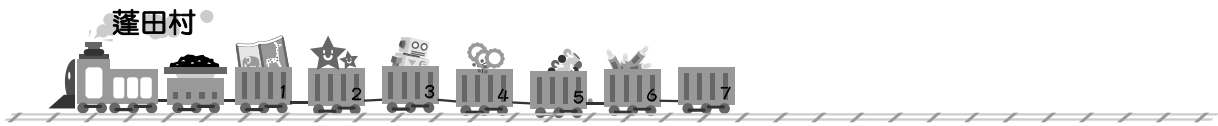
※2 現行制度において私学助成(特別補助)を受けて実施している事業の一部は、市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に移行します。

## (2) 保育所に対する公費のしくみ

新制度では、保育所に対する公費の名称は変更されますが、従来と同じしくみとなっています。

図7 新制度における公費のしくみの変更イメージ(保育所)





### (3) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

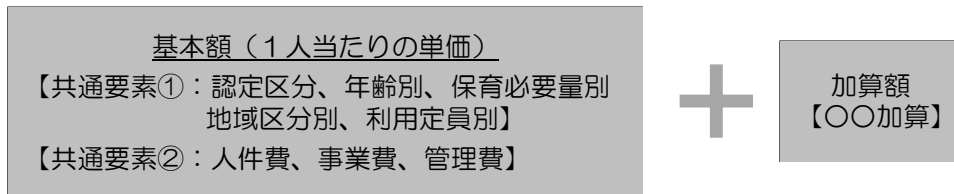
$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

施設型給付費（市町村から）、定められた保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から教材費等の実費徴収や教育・保育の質の向上に必要な費用を上乗せし、園の収入とすることができます。

#### ◆公定価格

公定価格は、1号・2号・3号の認定区分、保育必要量、施設の所在地等を踏まえて、施設運営に必要な費用を勘案した上で、国が定める基準によって最終的に算定されます。また、施設運営に必要な費用の勘案にあたっては、施設毎の職員配置基準などを踏まえた人件費・事業費・管理費、といった運営コストも考慮されます。

図8 公定価格に関するイメージ図



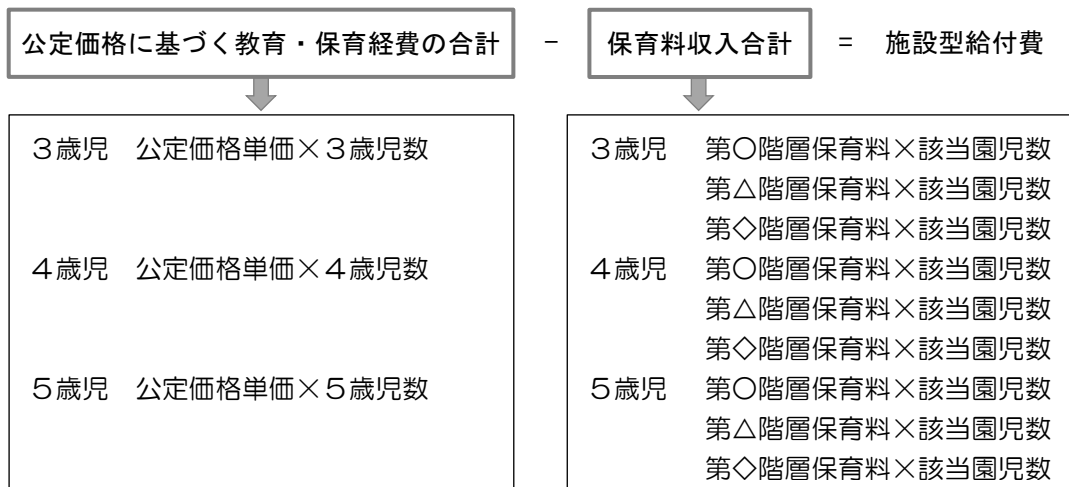
#### ◆保育料(利用者負担)

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が設定します。

#### ◆施設型給付費

○利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

図9 施設型給付費の算定イメージ(施設型給付対象の幼稚園の場合)



※園児数は当該月の初日現在在籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表で計算

## 5 蓬田村 子ども・子育て会議条例

### (1) 設置要綱

平成25年9月17日

条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、蓬田村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務、その他村長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 児童福祉その他子どもに関する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議には、必要に応じて委員以外の関係者を出席させて意見又は説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

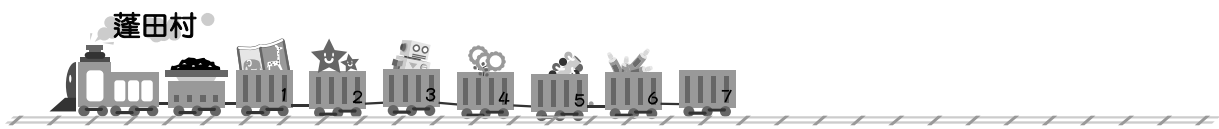
(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)



第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年蓬田村条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の職名の欄中「母子保健推進員」の次に「子ども・子育て会議 委員」を加える。

## (2) 委員名簿

団 体 名	役 職	氏 名
青少年健全育成蓬田村民会議	会 長	坂本 勇一
蓬田村子ども会育成連絡協議会	会 長	中川 めぐみ
蓬田村連合 PTA	会 長	川崎 和幸
主任児童委員		清水 由香里
主任児童委員 子育て支援コーディネーター		佐井 靖子
蓬田保育園	園 長	柿崎 稔
教育課長		坂本 勝教

事務局

担 当 課	職 名	氏 名
健康福祉課	課 長	佐井 邦彦
健康福祉課	班 長	木村 先雄
健康福祉課	主 査	坂本 ゆかり



### (3) 会議の開催日と審議内容

平成25年度

第1回 平成25年11月14日(木) 午後1時30分～

蓬田村ふるさと総合センター2階会議室

- (1) 子ども・子育て支援新制度について
- (2) 蓬田村子ども子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査について
- (3) その他

平成26年度

第1回 平成26年5月2日(金) 午後1時30分～

蓬田村ふるさと総合センター2階会議室

- (1) 蓬田村子ども子育て支援事業に関するニーズ調査の集計結果について
- (2) 今後の計画策定のスケジュールについて
- (3) その他

第2回 平成26年6月27日(金) 午後1時30分～

蓬田村ふるさと総合センター2階会議室

- (1) 保育の「量の見込み」について
- (2) 事業計画の設計案について
- (3) その他

第3回 平成26年8月28日(木) 午後1時30分～

蓬田村ふるさと総合センター2階会議室

- (1) 保育の必要性の認定に関する基準について
- (2) 新制度にかかる条例の制定について
- (3) 事業計画の素案について
- (4) その他

第4回 平成27年1月28日(水) 午後1時30分～

蓬田村ふるさと総合センター2階会議室

- (1) 事業計画案について
- (2) 認定こども園について
- (3) その他



## 蓬田村 子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 蓬田村 健康福祉課

住 所 〒030-1211 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3

TEL 0174-27-2111 FAX 0174-27-3255

